

**Q35 知的障害者が受けることのできる年金や手当、その他経済的な支援制度には、どのようなものがありますか。**

年金や税金の控除など、次のようなものが各種あります。

(1) 年金・手当

障害基礎年金

国民年金（厚生年金や共済年金を含む）に加入している期間中などに障害者となった方に支給されます。18歳未満の子（障害者の子の場合は20歳未満）がいる場合には子の加算額もつきます。ただし、障害福祉年金からの移行者及び20歳未満の障害者が20歳に到達した場合には、所得制限があります。

1級： 1,005,300円 + 子の加算額（年額）  
2級： 804,200円 + 子の加算額（年額）

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や所得制限額を超えている場合には支給を受けることはできません。

月額 14,610円

特別障害者手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所または病院等に3か月を超えて入院している場合や所得制限額を超えている場合には支給を受けることができません。

月額 26,860円

特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。ただし、所得制限額を超えている場合や、養育する児童が施設に入所している場合には支給を受けることができません。

1級 51,550円（月額）  
2級 34,330円（月額）

児童扶養手当

父に重度の障害のある家庭または父と生計を同じくしていない家庭で18歳以下の児童（児童に障害がある場合は20歳未満）を養育している方に支給されます。ただし、受給資格者の所得によっては、一部支給停止または全部支給停止となります。

児童1人目 全部支給 42,370円（月額）  
一部支給停止 28,350円（月額）

2人目の加算 5,000円(月額)

3人目以降の加算 3,000円(月額)

#### 心身障害者扶養共済制度

障害者(児)を扶養している方が掛金を拠出すると、扶養者が死亡または重度の障害となった場合に、障害者(児)に対して年金が支給されます(掛金については、所得等による減免制度もあります)。

加入対象は、障害者(児)を扶養している特別の疾病や障害のない65歳未満の方です。掛金額は加入時の年齢に応じます。障害者(児)1人につき2口まで加入することができます。

年金額 1口当たり20,000円(月額)

## (2) 税金の控除・減免

### 所得税の軽減

本人または扶養家族が障害者である場合、課税対象の所得金額から下記の金額が控除されます(重度の障害者については特別障害者控除となります)。

障害者控除：障害者1人につき27万円

特別障害者控除：障害者1人につき40万円

### 住民税の軽減

前年分の所得が1,250,000円以下である障害者には住民税は課されません。また、本人または扶養家族が障害者である場合、住民税の課税に際し、課税対象の所得金額から下記の金額が控除されます(重度の障害者については特別障害者控除となります)。

障害者控除：障害者1人につき26万円

特別障害者控除：障害者1人につき30万円

### 相続税の軽減

障害者が相続により財産を取得する場合、納めるべき相続税額から、本人が70歳になるまでの年数に6万円(重度の障害者については12万円)を乗じた金額が控除されます。

### 贈与税の非課税

特別障害者(重度の障害者)が「特別障害者扶養信託契約」による信託受益権の贈与を受けた場合、6000万円までは課税されません。

### 自動車税(軽自動車税)の減免

身体障害者が自ら運転する自動車、または重度の障害者と生計を一にする者が障害者のために運転する自動車等について、自動車税や軽自動車税が減免されます。

### 自動車取得税の減免

- 自動車税が減免される自動車を取得する場合、自動車取得税が減免されます。
- 心身障害者扶養共済掛金の控除  
心身障害者扶養共済制度の掛金については、小規模企業共済等掛金控除として、全額所得控除できます。
- 預貯金・公債利子の非課税（マル優制度）  
障害基礎年金、障害児福祉手当等を受給している方の預金（郵便貯金・銀行等の預金・公債）について、元本または額面350万円を限度として利子が非課税となります。

### （3）医療

- 障害者医療費  
障害のある方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。ただし、入院時の食事費用の標準負担額は、自己負担となります。
- 母子・父子家庭医療費  
父または母が重度の障害者で、18歳未満の児童を扶養している家庭が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額が支給されます。ただし、所得制限があります。
- 歯科医療センター  
心身に障害がある方で、日頃歯科治療の機会がなく困っている方に対して、相談と診療を行う歯科医療センターが開設されています。

### （4）各種割引制度

- JR各社旅客運賃  
第1種障害者（重度の場合）が単独または介護者とともに利用する場合、または第2種の障害者が単独で利用する場合、乗車券販売窓口で療育手帳を提示すると、本人及び介護者について、普通乗車券、定期乗車券、急行券及び回数券が半額になります。  
なお、私鉄運賃についても、JR各社旅客運賃の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。
- 航空旅客運賃（国内線のみ）  
12歳以上の第1種障害者（重度の場合）が単独または介護者とともに利用する場合、航空券販売窓口で療育手帳を提示すると、本人及び介護者について国内航空運賃が25%割引になります。第2種障害者の場合、市町村役場であらかじめ療育手帳に証明印を受けておけば、本人についてのみ25%割引になります。

### タクシー料金

タクシー乗車時（または降車時）に療育手帳を提示すると、迎車料金を除く規定料金の10%が割引になります。

### 有料道路の通行料金

身体に障害のある方が自ら自動車を運転する場合、または第1種障害者（重度の場合）が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合、障害者1人につき1台に限り、市町村役場から割引証（割引率50%）が交付されます。ただし、営業用の自動車については適用はありません。

### NHK受信料

身体障害者のいる低所得世帯または重度知的障害者のいる市町村民税非課税世帯は、受信料が全額免除になります。また、世帯主が視覚・聴覚障害者または重度の肢体不自由者の場合には、受信料が半額になります。

NHKに対し、免除申請書（市町村長等の証明が必要です）を提出することが必要です。

### NTT番号案内

肢体不自由の方、視覚障害や知的障害のある方の電話番号案内料金が無料となります。NTTに対し、郵送による登録手続きが必要となります。

### 公共施設使用料金

療育手帳を提示することによって、市営駐車場、有料公園施設その他の公共施設の利用料金が減免される場合があります。

### 参考文献

\* 愛知県健康福祉部障害福祉課編集発行

「平成12年度 福祉ガイドブック身体障害者・知的障害者・戦傷病者の方々へ」

\* 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害福祉課編集発行

「障害者福祉のしおり平成13年度版」